

長崎県サービス付き高齢者向け住宅事業の立入検査に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第24条及び平成24年4月10日付け国住心第19号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知、並びに平成24年4月19日付け老高発第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅等の管理について」1(1)の規定に基づき、県内（長崎市、島原市の区域を除く）のサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）に対する立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

(立入検査)

第2条 知事は、職員（以下「検査員」という。）に、登録住宅の入居開始後、立入検査を実施させることができる。

(立入検査事項)

第3条 検査員は、以下の各号について検査を行う。

- 一 登録住宅の申請図面による現地確認
- 二 必須サービス（安否確認及び生活相談）の運営状況
- 三 入居者の状況（入居者数、介護度等）
- 四 職員配置の状況
- 五 高齢者生活支援サービス提供の状況
- 六 運営に関する状況（衛生管理、非常時対応、苦情対応等）
- 七 その他

2 検査員は、立入検査にあわせ、法第19条に定める帳簿の確認を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、立入検査事項は必要に応じて適宜追加することができる。

(立入検査の留意事項)

第4条 検査員は、立入検査を実施するに際して、次の事項に留意しなければならない。

- 一 登録住宅への立入検査は、登録住宅及び登録住宅職員の正常な業務を妨げないように努める。
- 二 登録住宅関係者には、事前に立入検査の趣旨を説明し、理解と協力が得られるよう努める。
- 三 法第24条第3項に定める立入検査を行う際に提示する身分を示す証明書は、職員証とする。

(結果通知)

第5条 知事は、定期報告または立入検査の結果、是正またはその他の措置を講ずるべき内容があった場合は、「サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項訂正指示書」（様式1）により、登録事業者に通知する。

2 登録事業者は、前項の通知により是正またはその他の措置を講ずるときは、「サービス付き高齢者向け住宅事業是正計画書」（様式2）を速やかに知事へ提出しなければならない。

3 登録事業者は、前項の通知により是正またはその他の措置が完了したときは、「サービス付き高齢者向け住宅事業是正完了報告書」（様式3）を速やかに知事へ報告しなければならない。

附則 この要領は、平成27年8月14日から施行する。

様式 1

第 号

平成 年 月 日

(登録事業者名) 様

長崎県知事

サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項訂正指示書

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録事項について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により訂正（変更）の申請を行うよう指示します。

記

- 1 登録年月日 平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地
- 5 是正（変更）を行うよう指示する内容及び理由

(様式2)

平成 年 月 日

(あて先)
長崎県知事

あて

(登録事業者)
住所又は主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

印

サービス付き高齢者向け住宅事業是正計画書

平成 年 月 日付け 長社第 号及び 住第 号で指示のあった下記のサービス付き高齢者向け住宅事業について、下記のとおり是正計画書を提出します。

記

- 1 登録年月日 平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地
- 5 是正又はその他措置を講ずる内容(具体的な是正等の内容を記載すること)

備考(参考事項)

- ・提出にあたっては、必要に応じて是正又はその他措置の内容が確認できる図面、写真等の書類を添付すること

(様式3)

平成 年 月 日

(あて先)
長崎県知事

あて

(登録事業者)
住所又は主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

印

サービス付き高齢者向け住宅事業是正完了報告書

平成 年 月 日付け 長社第 号及び 住第 号で指示のあった下記のサービス付き高齢者向け住宅事業について、下記のとおり是正計画書に基づき是正しましたので報告します。

記

- 1 登録年月日 平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 住宅の名称
- 4 住宅の所在地
- 5 是正又はその他措置を講じた内容(具体的な是正等の内容を記載すること)

備考(参考事項)

- ・提出にあたっては、必要に応じて是正又はその他措置の内容が確認できる図面、写真等の書類を添付すること